

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
精神科訪問看護委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第40条の規定に基づき、精神科訪問看護委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、委員会が精神科訪問看護の質の向上及び安定的な提供体制の構築を図り、実務支援、研修並びに関係機関との連携の充実を通じて、利用者及び家族が安心して地域で療養生活を継続できる環境の整備に寄与することを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 大阪府内訪問看護ステーションにおける精神科訪問看護の実態把握及び課題整理
- (2) 精神科訪問看護に関する研修会等の企画及び実施による人材育成及び実務支援
- (3) 精神科を有する病院、行政、保健所等の関係機関との連携促進
- (4) 精神科訪問看護に関する啓発活動
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事項

(委 員)

第3条 委員会の委員は、会員及び学識経験者、理事のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 6 委員が、会員の所属要件を満たさなくなった場合、又はその他やむを得ない事由により委員の継続が困難となった場合は、その時点をもって辞任したものとみなす。
- 7 委員に欠員が生じた場合は、ブロックの推薦に基づき、理事会が選任し、会長が委嘱することができる。

(委員の責務)

第4条 委員は、本会の学術活動の担い手として、委員会活動の目的を理解し、主体的に企画立案及び運営に参画するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長1名及び副委員長若干名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは又は欠けたときは、委員長が予め指名

した順序によって、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長に事故あるときは又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時召集する。

2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。但し、この場合は議長は議決に委員として加わることはできない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的方法にて委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

6 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(費用弁償)

第9条 委員にはその職務を執行するために要する実費を弁償する。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成26年7月10日から施行する。

3 令和5年3月9日に第2条および第5条第4項並びに第5講を変更

4 この規程は、令和8年3月12日開催の理事会の決議を経て、同日より施行する。